

御代田町UIターン就業・創業移住支援事業補助金 簡易判定フローチャート

はじめに

- ・ このフローチャートは、簡易的に申請可否を判定するものであり、補助金交付をお約束するものではありません。
- ・ このフローチャートに記載のある事項以外にも要件がございますので、詳しくは、要綱をご確認ください。
- ・ 提出された書類の審査結果によっては、交付決定がされない場合があります。
- ・ フローチャートが終了までたどり着く場合は、商工観光係（0267-32-3113）までご連絡ください。

移住元

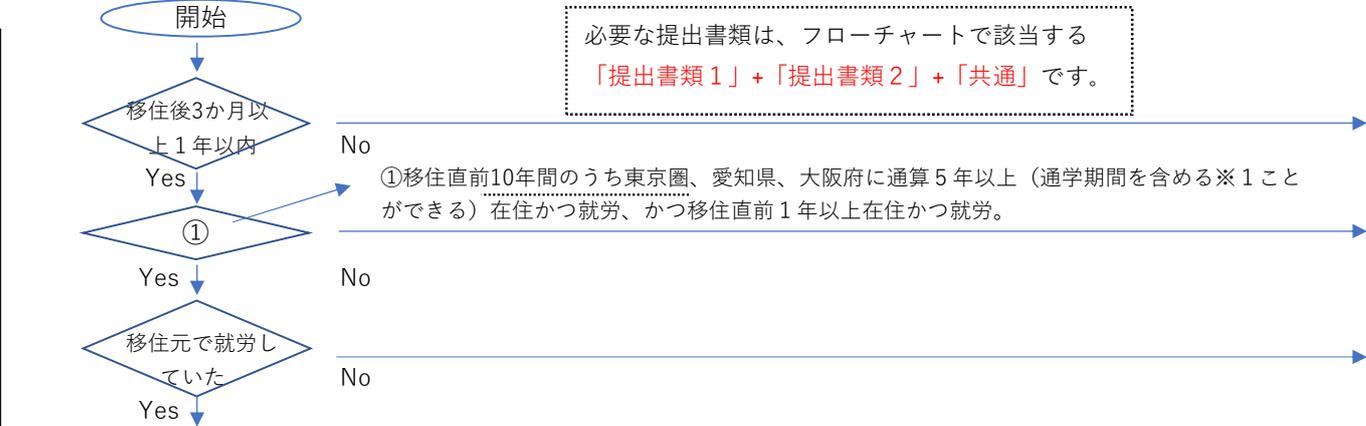
提出書類 1

移住先

提出書類 2

共通

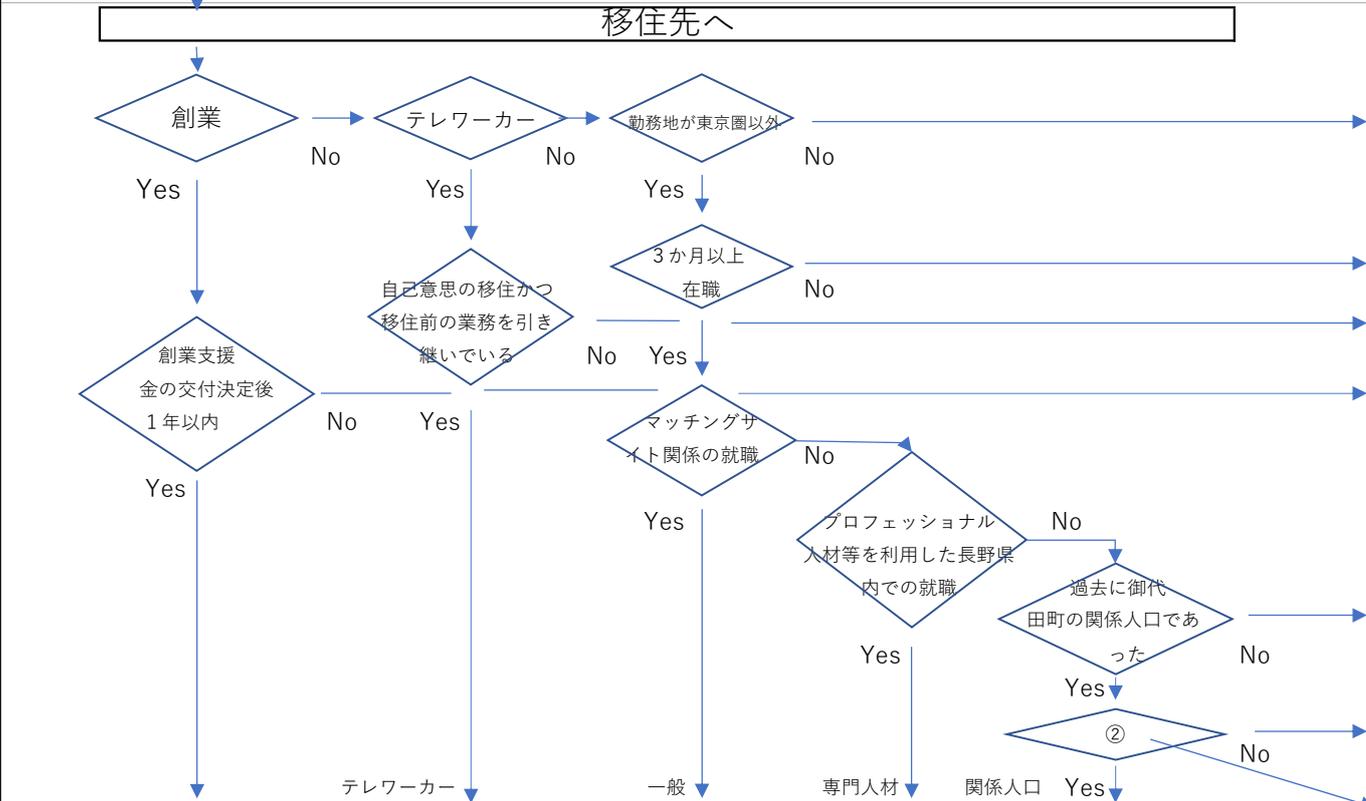
必要な提出書類は、フローチャートで該当する「提出書類 1」+「提出書類 2」+「共通」です。



移住直前10年間のうち、移住元で通算5年以上の就労や就学を証明する書類

被用者の期間：	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（ハローワークで入手可）
個人事業主の期間：	<input type="checkbox"/> 開業届出済証明書 <input type="checkbox"/> 個人事業等の納税証明書
会社役員等の期間：	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（会社役員の場合） <input type="checkbox"/> 決算書など会社が事業を行っている確認となりうるもの

※1各期間で就学期間を含める場合は、追加で卒業証明書



<input type="checkbox"/> 長野県発行の創業支援金交付決定通知書	<input type="checkbox"/> 様式 5号	<input type="checkbox"/> 様式 4号	<input type="checkbox"/> 様式 4号	<input type="checkbox"/> 様式 6号 <input type="checkbox"/> 関係人口を示す書類（お問い合わせください。）
---	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---

- 様式第1号 □様式第2号 □様式第3号
- 移住直前10年間のうち、東京圏、愛知県、大阪府に通算5年以上住所登録があったことがわかるもの（住民票、戸籍の附票等）
※世帯に関する加算要件が別に定められています。詳細は要綱参照。
- 市区町村民税の滞納がないことを証明できるもの。（納税証明書等）

申請不可

②就職先がマッチングサイト掲載企業の要件を満たすor職場いきいきアドバンスカンパニー認証起業である